

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会  
第2回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会議事要旨

|  |                              |       |       |
|--|------------------------------|-------|-------|
| 開催日時   | 令和6年10月9日（水）午前9時28分～午前11時32分 |       |       |
| 場所   | 松山若草合同庁舎共用大会議室               |       |       |
| 出席状況   | 公益代表委員                       | 出席 3名 | 定数 3名 |
|  | 労働者代表委員                      | 出席 3名 | 定数 3名 |
|  | 使用者代表委員                      | 出席 3名 | 定数 3名 |
| 主要議題   | 1 資料説明<br>2 金額審議<br>3 その他    |       |       |
| <p>議事要旨</p> <p>本会議は《公開・非公開》</p> <p><b>1 資料説明</b></p> <p>金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。</p> <p><b>2 金額審議</b></p> <p>(1) 労働者側の主張（1回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、愛媛県においても重要な役割を担っている。産業としての魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。</li> <li>○ 引き続き国際情勢の悪化により、県内産業も原油などのエネルギー価格や原材料価格の高騰による歴史的な物価高騰が生じている。一方、私たちの生活でも春闘での大幅な賃金上昇があったにも関わらず、物価上昇に賃金が追いついておらず実質賃金は減少し続けている。</li> <li>○ 県内の電機産業は近年縮小傾向にはあるものの、主要産業として雇用者数、生産額、出荷額などで地方経済における重要な役割を担っているが、県内の他の製造業の中では未だに特定最低賃金が低位にあり、産業の魅力を高めるためにも、他産業との格差改善の取り組みは不可欠である。</li> <li>○ 今年度の春闘は大手組合では定期昇給に加え13,000円のベースアップがあり、一部の中堅中小組合では、大手を上回るベースアップの実施も見られ、加重平均で7,500円～15,000円程度の賃金水準改善が見られた。</li> <li>○ 18歳最低賃金協定額は大手組合平均で、昨年より11,000円引上げの184,500円であり、これを平均労働時間（154.52時間）で時間額を算出すると1,194円となる。地協加盟組合の18歳最低賃金額は、8,000円から11,000円の改善が行われた。</li> </ul> |                              |       |       |

○ 電機産業で優秀な人材を確保していくためには他の特定最低賃金の時間給を鑑みつつ、近年の地域別最賃の大幅な引き上げに準じ、加盟組合の最低賃金も上昇しており、その水準を鑑みた金額を設定する必要がある。

○ 以上の主張を踏まえ、地域内加盟組合の加重平均に月平均所定労働時間（154.6時間）を除いた、63円を引き上げた1,050円（引上げ率6.38%）を提示する。

(2) 使用者側の主張（1回目）

○ 愛媛県の電子・電気の特定最低賃金は四国内の他県と比較しても高い傾向にあり、Bランクの都道府県の中でも一部都市部周辺の県を除けば、愛媛県の特定最賃は他県に引けを取らない金額になっている。今年は愛媛県最低賃金が59円引き上げられたが、そこまでの引き上げは必要無いと考えている。

○ 光熱費に関しては、電気代、ガス代、原油価格等、高止まりした状況が続いている。また、帝国データバンクの価格転嫁に関する実態調査でも、資機材の価格上昇、賃金の引き上げに対して、自社の販売価格への価格転嫁が5割未満に留まっている企業が53%となっており、昨年に続き自社の企業努力が必要な状況となっている。

○ 愛媛県の最低賃金は59円アップとなり、物価の上昇も昨年から引き続き続いている状況を考慮すると、特定最低賃金の引上げも必要なことと理解はしている。四国財務局の調査資料でも、従業員確保の取組みとして、賃金の引上げ、福利厚生の実充が上位を占め、採用面でも初任給、既存社員の賃金アップを進めているが、経費、原材料費、人件費と増加する費用について、全ての価格転嫁ができておらず、愛媛県最低賃金並みの引き上げは難しいと考えている。

○ 以上の主張を踏まえ、愛媛県の電子・電気の特定最低賃金は、他の都道府県より高めの設定ではあるが、一方、愛媛県の他の特定最低賃金よりも低いことを考慮し、昨年同様の4.2%アップとして、現行の電機産業特定最低賃金から42円引き上げた1,029円（引上げ率4.26%）を提示する。

(3) 部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促した。

(4) 労働者側の主張（2回目）

○ 結審に向けて歩み寄ることに異論はないが、その際、特定最低賃金の地域別最低賃金への優位率を担保する必要がある、そのためには地賃引上げ額59円を下回することはできない。

よって、現行の電機産業特定最低賃金から60円引き上げた1,047円（引上げ率6.08%）を提示する。

(5) 審議結果

依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

**3 その他**

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上